

肝付監第 218 号
令和 8 年 9 月 29 日

肝付町長 永野 和行 殿
肝付町議会議長 有留 智哉 殿

肝付町監査委員 橋口 洋輔
肝付町監査委員 前原 和幸



令和 8 年 8 月分の例月出納検査の結果に関する報告書について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和 8 年 8 月分の出納検査を実施しましたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり結果に関する報告書を提出します。

例月出納検査の結果に関する報告書

第 1 検査の概要

(1) 検査の対象

令和 8 年 8 月末日における次の各会計、基金等に係る現金、預貯金等の保管状況及び 8 月の出納状況

- ① 会計管理者の権限に属する一般会計、特別会計（国民健康保険事業費事業勘定、介護保険事業費保険事業勘定、介護保健事業費介護サービス事業勘定、後期高齢者医療費事業勘定）
- ② 水道事業管理者の権限を行う町長に属する水道事業会計
- ③ 病院事業管理者の権限を行う町長に属する病院事業会計

(2) 検査の実施日

令和 8 年 9 月 28 日、29 日

(3) 実施した検査手続き

検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者、水道並びに病院企業出納員から提出された資料と各金融機関の預貯金の残高証明書、関係帳簿、証拠書類等との照合やその他通常実施すべき検査手続きを実施した。

第 2 検査の結果

(1) 会計管理者の権限に属する分

検査対象期間末日における、会計管理者保管の歳計現金及び歳入歳出外現金並びに基金の合計金額は、7,385,591,805 円で、その内訳は次のとおりで、金額については、預金通帳等の検査により確認した。

①現金（一般会計）	161,100円
②預金合計	1,087,497,472円
ア．一般会計	774,173,680円
イ．国民健康保険事業費事業勘定	139,829,666円
ウ．介護保険事業費保険事業勘定	162,179,192円
エ．介護保険事業費介護サービス事業勘定	3,585,717円
オ．後期高齢者医療費事業勘定	7,729,217円
③歳入歳出外現金（源泉所得税外）	26,383,070円
④基金合計	6,271,550,163円
ア．財政調整基金	2,961,033,731円
イ．減債基金	408,773,446円
ウ．ふるさと活性化基金	523,960,912円
エ．中山間ふるさと水と土保全基金	22,389,803円
オ．内之浦小・中学校敷地購入事業基金	44,212,400円
カ．奨学基金	33,713,926円
キ．青少年等育成基金	5,000,000円
ケ．優良牛保留資金貸付基金	57,834,888円
コ．国民健康保険高額医療資金貸付基金	9,000,000円
サ．介護給付費準備基金	265,141,144円
シ．介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金	3,000,000円
セ．農業農村整備事業基金	120,061,000円
ソ．地域振興基金	1,027,601,000円
タ．地域環境整備事業基金	134,535,000円
チ．肝付町キバレふるさと基金	235,943,000円
ツ．地上デジタル放送再送信施設修繕基金	7,072,000円
テ．公共施設等総合管理基金	288,278,000円
ト．森林環境譲与税基金	2,248,000円
ナ．肝付町かごしまエコファンドクレジット事業基金	1,726,913円
ニ．子ども未来基金	120,025,000円
合計【①＋②＋③＋④】	7,385,591,805円

(2) 水道事業会計に属する分

検査対象期間末日における水道事業管理者の権限を行う町長の保管現金総額は、409,007,758円で、その内訳は次のとおりで、金額については、預金通帳、郵便切手等の検査により確認しました。

① 現金	0円
② 預金	408,990,388円
③ 郵便切手	17,370円

(3) 病院事業会計に属する分

検査対象期間末日における病院事業管理者の権限を行う町長の保管現金総額は、79,683,540円で、その内訳は次のとおりで、金額については、金融機関の預金残高証明書、郵便切手等の検査により確認しました。

① 現金	90,000円
② 預金	79,571,220円
③ 郵便切手	22,320円

《指摘事項》

病院事業会計の事務処理において、職員が9月1日付けで配置されたにもかかわらず、8月分として伝票起票および決裁が行われている不適切な事例が見受けられた。

これはチェック体制が十分に機能していなかったことによるものであるため、今後は確認体制を徹底し、適正な事務処理の遂行に努められたい。

《終わりに》

令和8年8月31日現在における、会計管理者、水道並びに病院の企業出納員の出納事務については、出納簿並びに各証拠書類、その他関係帳簿の検査の結果、計数に誤りはなく、台帳整理においても概ね良好であり、会計経理は概ね適正と認められた。ただし、前述のとおり不適切な事務処理が認められたことから、今後は確認・チェック体制を徹底し、一層適正な事務処理の遂行に努められたい。